

## 成年後見制度

成年後見制度とは、高齢者や知的障害・精神障害を持った方が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度についてのご相談は下記お問い合わせ先に直接ご連絡ください。

『成年後見制度 問い合わせ先』

◎釧路家庭裁判所 北見支部

北見市寿町4丁目7-36 TEL0157-24-8431

◎北海道社会福祉士会 成年後見センター

札幌市中央区南6条西13丁目 年末年始、祝日を除く 月曜～金曜

9:30～12:00/13:00～16:30 TEL011-518-6660

◎成年後見センター リーガルサポート札幌支部

月曜～金曜（祝祭日を除く） 12:00～15:00 TEL011-280-7077

◎札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階

※要予約

予約受付：月曜～金曜 9:00～16:00

相談：水曜日、金曜日 13:30～15:00

TEL011-242-4165

◎北見市役所 月曜～金曜（祝日を除く）

・介護福祉課 サービス担当 TEL0157-25-1144

『地域福祉権利擁護事業 問い合わせ先』

◎北見市社会福祉協議会 北見市成年後見支援センター

北見市寿町3丁目4番1号 月曜～金曜（年末年始、祝日を除く）

8:45～17:30